○内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十項の資源生産性革新設備等に関する件を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久
財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十項の資源生産性革新設備等に関する件を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

一　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針（平成二十一年内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第一号）

二　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十項の資源生産性革新設備等に関する件（平成二十一年内閣府、総務省、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第二号）

附　則

この告示は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

○内閣府、総務省、厚生労働省、財務省、経済産業省告示第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久
財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号

株式会社地域経済活性化支援機構支援基準（平成二十一年財務省、経済産業省告示第一号）を次のように改正する。

Ⅰ1⑵中「我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針」（平成23年財務省・経済産業省告示第3号）」を「備考において定めるほか、「事業再編の実施に関する指針」（平成26年財務省・経済産業省告示第1号）」に改め、「ところ」の次に「（有利子負債に係る計算方法を除く。）」を加える。

Ⅰ2中「「我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針」及び「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針」（平成21年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）」を「事業再編の実施に関する指針」」に改める。

Ⅲを削り、Ⅳを Ⅲとし、Ⅴから Ⅶまでを1ずつ繰り上げ、Ⅵの次に次の備考を加える。

備考

Ⅰ．自己資本当期純利益率

$$\text{自己資本当期純利益率}=\frac{\text{当期純利益金額}}{\text{自己資本の額}}\times 100$$

Ⅱ．総資産減価償却費前営業利益率

$$\text{総資産減価償却費前営業利益率}=\frac{\text{営業利益＋減価償却費}}{\text{総資産の帳簿価額}}\times 100$$

Ⅲ．総資産研究開発費前営業利益率

$$\text{総資産研究開発費前営業利益率}=\frac{\text{営業利益＋研究開発費}}{\text{総資産の帳簿価額}}\times 100$$

Ⅳ．総資産減価償却費前研究開発費前営業利益率

$$\text{総資産減価償却費前研究開発費前営業利益率}=\frac{\text{営業利益＋減価償却費＋研究開発費}}{\text{総資産の帳簿価額}}\times 100$$

なお、総資産減価償却費前研究開発費前営業利益率については、研究開発費に減価償却費が含まれる場合には、当該額を研究開発費から除くものとする。

Ⅴ．有利子負債

有利子負債＝短期借入金＋割引手形＋長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）＋社債（1年以内に償還予定のものを含む。）

附　則

この告示は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

○総務省告示第八号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第四条の施行に伴い、平成二十五年総務省告示第三百六十四号（民間地上基幹放送事業者の活力の再生に向けた基本指針（事業分野別指針）を定める件）は、廃止する。

平成二十六年一月十七日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

附　則

この告示は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

○総務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省告示第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、研究開発サービス業の活力の再生に向けた基本指針を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　茂木　敏充

研究開発サービス業の活力の再生に向けた基本指針を廃止する告示

研究開発サービス業の活力の再生に向けた基本指針（平成二十年総務省、農林水産省、経済産業省告示第1号）は、廃止する。

附　則

この告示は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。